

## 滋賀県迷惑行為等防止条例の一部改正（案）の概要について

### 1 条例改正の理由

前回改正から11年が経過し、現在の条例では取り締まることができない  
・「公共の場所」ではない場所での下着等に対する盗撮行為  
・下着等を盗撮する目的による隠しカメラ等の設置行為  
・「つきまとい行為等」の悪質な嫌がらせ行為  
の発生など、県民のみなさんの生活の安全と平穏が脅かされている現状に充分対応  
できていない状況にあることから、こうした情勢を踏まえて、滋賀県迷惑行為等防  
止条例の一部改正を行うこととするものです。

### 2 条例改正のポイント

#### ① 盗撮行為の禁止場所の拡充

現在の条例では、盗撮行為の規制場所を「公共の場所」などに限定しており、会  
社や学校、スポーツクラブ等の会員制商業施設内での盗撮行為を規制することができ  
ないことから、盗撮行為の規制場所を、従来の「公共の場所」などに加え、「特  
定多数の者が集まり、もしくは利用する場所」にまで拡充することとします。

#### ② 盗撮目的で写真機等を「人に向ける行為」「設置する行為」の規制対象化

現在の条例では、盗撮目的で隠しカメラを設置する行為や、設置した隠しカメラ  
によって下着等の映像が撮影されていなかった場合などには、これらの行為を盗撮  
として規制することができなかったことから、盗撮する目的で写真機等を「人  
に向ける行為」「設置する行為」を新たに規制することとします。

#### ③ 盗撮行為で映像を記録した場合の罰則の強化

痴漢行為やのぞき見行為等による被害もさることながら、下着や裸などを盗撮さ  
れた被害者の精神的苦痛や羞恥心は極めて大きいとされ、その盗撮画像がインターネ  
ット上に晒されるなどして瞬時に拡散される危険性なども極めて高いことから、盗  
撮行為の抑止と盗撮画像の流出防止に、より実効性のある規制とするため、盗撮行  
為でその映像を記録した場合の罰則を、現在の「6ヶ月以下の懲役または50万円  
以下の罰金」から「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」に引き上げ  
ることとします。

#### ④ 「つきまとい行為等の禁止」規定の新設

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）で規定されて  
いるような「つきまとい行為」と外形的にも実質的にも同じような嫌がらせ行為で  
あっても、恋愛感情に基づかないものについては規制対象とはなっていないことか  
ら、ストーカー行為等の規制等に関する法律で規制されていない、恋愛感情に基づ  
かない「ねたみ」「恨み」等の悪意の感情を充足する目的で、反復して行わ  
れる「つきまとい行為等」を新たに規制することとします。

## 滋賀県迷惑行為等防止条例新旧対照表

文教・警察常任委員会資料  
平成28年(2016年)10月5日  
滋賀県警察本部生活安全企画課

旧	新
(目的) <p>第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて<u>住民</u>および滞在者の<u>安全と秩序を維持し、ならびに善良な風俗環境を保持すること</u>を目的とする。</p> <p>2 <u>すべて住民</u>および滞在者は、前項の目的を達成するため、不断の努力と相互の協力によって、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等をなくすようにしなければならない。</p>	(目的等) <p>第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて<u>県民</u>および滞在者の<u>生活の安全と平穏を保持すること</u>を目的とする。</p> <p>2 <u>全ての県民</u>および滞在者は、前項の目的を達成するため、不断の努力と相互の協力によって、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等をなくすようにしなければならない。</p>
第2条 省略	第2条 省略
(卑わいな行為の禁止) <p>第3条 何人も、公共の場所または公共の乗物において、みだりに人を著しく<u>羞恥させ</u>、または人に不安もしくは嫌悪を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 直接または<u>衣服等</u>の上から人の身体に触れること。</p> <p>(2) 衣服等で覆われている人の身体または下着をのぞき見し、または撮影すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 何人も、公共の場所または公共の乗物において、写真機等を使用して透かして見る方法により、みだりに衣服等で覆われている人の身体または下着の映像を見、または撮影してはならない。</p> <p>3 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部または一部を着けない状態でいる場所における当該状態にある人の姿態をみだりに撮影してはならない。</p>	(卑わいな行為の禁止) <p>第3条 何人も、公共の場所または公共の乗物において、みだりに人を著しく<u>羞恥させ</u>、または人に不安もしくは嫌悪を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 直接または<u>衣服</u>その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から人の身体に触れること。</p> <p>(2) 人の下着または身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）をのぞき見すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 何人も、公共の場所、公共の乗物または集会所、事務所、学校その他の特定多数の者が集まり、もしくは利用する場所にいる人の下着等を見、またはその映像を記録する目的で、みだりに写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を人に向け、または設置してはならない。</p> <p>3 何人も、公衆または特定多数の者が利用することができる浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部または一部を着けない状態でいる場所において、当該状態にある人の姿態を見、またはその映像を記録する目的</p>

で、みだりに写真機等を人に向け、または設置してはならない。

(つきまとい行為等の禁止)

第4条 何人も、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

第2条第1項に規定する目的を除く。）で、当該特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（第1号から第4号までに掲げる行為について、身体の安全もしくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穡もしくは名譽が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

- (1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、または住居等に押し掛けること。
- (2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。
- (3)面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4)著しく粗野または乱暴な言動をすること。
- (5)電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールその他これに類する電気通信の手段を用いて送信すること。
- (6)汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌惡の情を催させるような物またはそれらを視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。）その他の記録を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。
- (7)その名譽を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、もしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物もしくはそれらを視覚もしくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、もしくはその知り得る状態に置くこと。

第4条～第9条 省略

(罰則)

第10条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

新設

第11条 第8条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。

2 省略

第12条 第2条、第4条から第7条までまたは第9条の規定のいずれかに違反した者は、30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。

2 省略

(両罰規定)

第5条～第10条 省略

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

3 第1項第1号の罪を犯した者（第3条第2項および第3項の規定に違反した者に限る。）が、同条第2項の規定に違反して下着等の映像を記録したとき、または同条第3項の規定に違反して衣服の全部もしくは一部を着けない状態でいる人の姿態の映像を記録したときも、前項と同様とする。

第12条 第9条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。

2 省略

第13条 第2条、第5条から第8条までまたは第10条の規定のいずれかに違反した者は、30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。

2 省略

(両罰規定)

第13条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第11条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、同条の罰金刑を科する。

新設

第14条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第12条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、同条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第15条 この条例の適用に当たつては、県民および滞在者の自由と権利を不當に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。